

「せわずき・せわやき隊」登録要領

(目的)

第1条 この要領は、地域ぐるみで子育て・子育てを支えるという趣旨に賛同し、主体的に、子どもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で子育て支援を行うボランティア団体等（以下「団体等」という。）を「せわずき・せわやき隊」（以下「隊」という。）として登録し、各団体等の活動を広く道民に周知することで、北海道の子育て支援の機運の醸成を図ることを目的とする。

(登録)

- 第2条 隊に登録を希望する団体等は、別記様式1の「『せわずき・せわやき隊』参加申出書」により拠点となる市町村及び総合振興局（振興局）を経由し、又は直接、北海道保健福祉部子ども政策局（以下「道」という。）に申し出るものとする。
- 2 道は、申し出のあった団体等が次条に規定する要件を満たしているとは認められるときは、別記様式2の「『せわずき・せわやき隊』登録簿」に登録する。
- 3 道は、登録後、申し出のあった団体等に対し、別記様式3の「『せわずき・せわやき隊』登録済証」により通知する。

(登録の要件)

- 第3条 登録の要件は、団体等の活動内容が次に掲げる各号のいずれかを満たすものであることとする。
- (1) 少子化対策の推進に資する活動
 - (2) 子育て支援に資する活動
 - (3) その他「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」に掲げる施策又は隊の所在市町村の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の施策の推進に資する活動

(変更・廃止)

- 第4条 隊は、登録内容に変更があった場合、又は隊を廃止した場合は、第2条の登録済証を添え、別記様式4-1の「『せわずき・せわやき隊』登録内容変更／廃止届出書」により市町村及び総合振興局（振興局）を経由し、又は、直接、道にその旨を届け出るものとする。
- 2 道は、前項の届出があった場合は、登録を変更又は廃止し、別記様式4-2の「『せわずき・せわやき隊』登録内容変更／廃止通知書」により隊に通知する。

第5条 道は第2条で登録した隊の情報をホームページ等の広報媒体を通じて、広報・周知に努めなければならない。

- 2 道は、「せわずき・せわやき隊」活動の広報・周知のため、隊に別記様式5の「『せわずき・

せわやき隊』活動状況照会票」により隊の活動状況等の情報提供を求めることができる。

- 3 隊は、前項の情報提供を求められたときは、必要な情報を提供しよう努めなければならない。ただし、個人情報の保護等、提供が適当ではないと判断する内容についてはこの限りではない。

(様式)

第6条 申出等に係る手続き等は次の様式によるものとする。

第2条関係	別記様式1	「せわずき・せわやき隊」参加申出書
	別記様式2	「せわずき・せわやき隊」登録簿
	別記様式3	「せわずき・せわやき隊」登録済証
第4条関係	別記様式4-1	「せわずき・せわやき隊」登録内容変更/廃止届出書
	別記様式4-2	「せわずき・せわやき隊」登録内容変更/廃止通知書
第5条関係	別記様式5	「せわずき・せわやき隊」活動状況照会票

(経過措置)

第7条 平成17年度におけるモデル市町村に係る「せわずき・せわやき隊」は、申請によらず登録する。

附 則

この要領は、平成18年 6月27日から施行する。

この要領は、平成20年 6月 3日から施行する。

この要領は、平成23年 2月17日から施行する。

この要領は、平成24年 9月28日から施行する。

この要領は、令和5年10月4日から施行する。